

# 国内アンテナショップ現状分析・検証事業委託業務 企画提案指示書

## 1 委託する業務名

国内アンテナショップ現状分析・検証事業委託業務

## 2 業務の趣旨・目的

道の公式アンテナショップ「北海道どさんこプラザ」（以下「どさんこプラザ」という。）は、新商品に係る現地消費者の反応を確かめるテスト販売や、催事スペースでの対面販売、さらには食の専門家への無料相談などを通じて、商品の磨き上げや販路拡大など、道内事業者のマーケティングを支援する役割を担っている。また、市町村の特産品、観光、文化及びふるさと納税のPRなど、本道の魅力や施策情報を幅広く発信する拠点としても大きな役割を担っている。

本業務は、こうした役割を担っているどさんこプラザの店舗機能や店舗展開などに関して、有識者による現状分析・検証を行うことで、今後の効果的な運営・展開に資する。

## 3 委託業務の内容

委託する業務の内容は次のとおりとする。なお、業務の遂行に当たり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については食産業振興課と協議した上で実施すること。

### (1) 有識者会議の設置

現状分析・検証を行うため、有識者会議を設置すること。

#### ア 構成員

有識者5名以上とする。

#### イ 会議の開催

札幌市内及び東京都内で各1回以上開催することとし、全4回以上の開催とする。

#### ウ 有識者の選定

構成員は、学識経験者、小売業、中小企業支援、マーケティング等に精通する者とする。

### (2) どさんこプラザの現状分析・検証

どさんこプラザの今後の効果的な運営・展開を見据え、これまでの実績データと、関係者へのヒアリング及びアンケート等を基に現状分析・検証を行うとともに、有識者会議に諮り、運営内容の評価及び改善策等の検討を行うこと。

#### ア 実績データ等による現状分析

道が保有する北海道どさんこプラザにおける実績データ等を基に分析を行う。

#### イ 関係者ヒアリング・アンケート調査

どさんこプラザの活用実態や求める支援機能などを調査するため、多方面（バイヤー、消費者、行政機関及び道内事業者など）に対しヒアリング・アンケート等調査を行う。

#### ウ 文献等調査

分析・検証に必要な実績以外のデータについては、文献等（書籍・論文・データバンクなど）調査を行う。

### 【想定される分析・検証項目】

#### ○現状分析の項目

- ・マーケティング支援機能（テスト販売・マーケティングサポート催事・個別相談）
- ・情報発信機能（市町村のPR・道施策など）
- ・販路拡大機能（販売品目・商品構成・価格帯・売上など）

#### ○検証する項目

- ・店舗運営の形態（現状：「管理運営業務委託」）
- ・マーケティング支援機能のあり方
- ・商標使用のあり方（現状：「商標使用契約に基づく売上に応じた商標使用料の徴取」）
- ・「北海道の物産と観光展」との関係性（全国百貨店で開催される主催物産展との連携）

・その他道施策との関係性（全国小売店で開催される北海道フェアとの連携など）

(3) 店舗展開に関する検証

(2) におけるどさんこプラザの現状分析・検証を踏まえつつ、今後の店舗展開に向け有望と判断される出店地域について、有識者会議としての意見を取りまとめること。

なお、「店舗展開に関する検証」は、令和6年度に道が実施する新規店舗実証事業に先だって実施するものであることから、令和6年6月末を目処にまとめること。

(4) どさんこプラザの役割に関する評価

上記(1)～(3)の分析・検証を踏まえ、どさんこプラザが有する役割について有識者会議において総合的に評価を行う。

(5) 報告書の作成

上記(1)～(4)の現状分析・検証結果について、報告書を作成すること。また、有識者会議の結果については、会議実施後、速やかに議事録を作成し提出すること。

なお、報告書は、事業実施期間中であっても、道からの要請があった場合、受託者は指定期日までに指定された項目を任意様式により報告すること。

(6) 成果物の提出

納入成果物及び形態は次のとおり。

- ・報告書（紙媒体〔A4版〕：10部、電子媒体〔CD-R又はDVD〕：1式）  
※電子媒体は、Windows10で起動するMicrosoft Officeで対応可能なものとする。
- ・議事録（電子媒体〔メール送付可〕）

#### 4 委託期間

契約締結日の日から令和7年(2025年)3月19日(水)までとする。

#### 5 積算上限額

委託料4,465千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

なお、予算にかかる留意事項として、国の令和6年度（2024年度）の交付金事業の採択決定前、かつ、令和6年北海道議会第一回定例会の議決前であるため、国の採択の可否や議決結果によっては、委託業務の内容及び積算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合があるので留意すること。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わないことがある。

#### 6 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意の上、企画提案書を作成すること。

(1) 実施体制・業務遂行能力

- ア 業務を遂行する上で、必要な専門知識、技術、相応しい実績を有しているか。
- イ 業務を円滑に遂行するのに十分な業務実施体制が整っているか。
- ウ スケジュールは業務の確実な実施が見込めるものとなっているか。
- エ どさんこプラザ・道内関係自治体・食関連団体・地域の食関連事業者との関係や道産食品の十分な知見、マーケティングの実績を有しているか。

(2) 企画提案内容

- ア 事業の趣旨や指示書の内容を十分に理解した内容となっているか。
- イ 北海道の公式アンテナショップ（どさんこプラザ）に関する課題を的確に捉えているか。
- ウ 有識者会議を設置・運営するにあたり、具体的な内容（有識者の選定、資料の作成及び分析・調査方法等）が事業の趣旨を踏まえた適切な内容となっているか。
- エ 事業の調査方法は、机上の調査だけではなく、直接関係者とのヒアリング・アンケートや現地視察を行うなど、新規店舗実証事業もしくは将来の店舗運営を見据えた調査となっているか。
- オ 分析手法は、現状データを幅広く収集しまとめ、具体的な改善策等の提案につながるものであるか。

- カ 店舗展開の検証は、どさんこプラザの今後の店舗展開方針につながるものであるか。
- キ 報告書は、どさんこプラザの実績を総合的に評価し、今後の店舗運営につながるものであるか。
- ク その他、創意工夫がみられるか

### (3) 道施策との適合性

- ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。（認定グレードに応じて加点）
- イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。（一定以上の認証ポイントを取得している場合に加点）
- ウ 国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。（宣言している場合に加点）

## 7 参加資格の要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 法人若しくは法人以外の団体（以下、「法人等」という。）又は複数の法人等で構成する連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 法人等及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
  - ア 道内に本社又は事業所等を有する法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等を除く。
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
  - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
  - カ 次に掲げる税の滞納又は未納がある者でないこと。
    - （ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
    - （イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
    - （ウ）消費税及び地方消費税
  - キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
    - （ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
    - （イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
    - （ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
  - ク コンソーシアムの構成員が、法人等又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- (3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
  - ア コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
  - イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

## 8 再委託の禁止

- (1) 次のような場合は、再委託を認めない。
  - ア 委託業務をそのまま全部再委託する場合
  - イ 委託業務の主要な部分を再委託する場合

- ウ 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち1件以上の業務を全部再委託する場合
- (2) 委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができる。この場合においては、受託者は、あらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を提出するものとする。なお、変更がある場合には、遅滞なく、受託者は変更の届出を提出するものとする。
- ア 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来たさないとき。
- イ 再委託することに合理的な理由があるとき。
- ウ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。
- (3) 再委託を予定している場合は、企画提案書に予定している再委託の内容（業務内容、必要性、契約金額予定、再委託先への管理・指導体制、再委託先の履行実績、組織体制等）を記載すること。

## 9 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書及び添付資料を提出すること。

- (1) 提出書類 参加表明書、添付資料（登記簿謄本（写）、納税証明書等）
- (2) 様式 別添様式による。
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出期限 令和6年（2024年）3月15日（金）12時（必着）
- (5) 提出場所 11の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送（簡易書留または書留）による。  
持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の9時から17時までとする。  
ただし、提出期限である3月15日は12時までとする。

## 10 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料  
（道が実施している「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証並びに国が創設した「パートナーシップ構築宣言」の登録を受けている場合は、該当の認定書〔写し〕や認証書〔写し〕）
- (2) 様式 企画提案書は、別添様式による。付属資料はA4サイズとし、任意様式とする。
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも9部  
※1部は、提案者名を記載したもの。残りの8部は提案者名を記載しないもの。  
企画提案書の文中に、提案者名を記載しないこと。
- (4) 提出期限 令和6年（2024年）3月25日（月）12時（必着）
- (5) 提出場所 11の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送（簡易書留または書留）による。  
持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の9時から17時までとする。  
ただし、提出期限である3月25日は12時までとする。

## 11 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨  
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類  
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。  
・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

- ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。

(3) その他

- ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には提出者に無断で使用しない。  
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
- ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
- オ 全ての提出書類は返却しない。
- カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

(4) 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎9階）

北海道経済部食関連産業局食産業振興課 マーケティング係（担当：吉田、小倉）

電話 011-204-5766（直通）、ファクシミリ 011-232-8860